

東京都中央卸売市場条例及び規則の改正に関わる概要

目 次

I 条例改正の理由及び趣旨	1
II 条例及び規則の改正に関わる概要	2
III 今後の予定	8

I 条例改正の理由及び趣旨

1 卸売市場法改正への対応

卸売市場法が改正され、令和2年6月21日に施行される。

これに伴い、東京都中央卸売市場の開設者である都は、改正卸売市場法（以下、「改正法」という。）に即して東京都中央卸売市場条例を改正し、改正法の施行期日に合わせ、中央卸売市場と称することについて、農林水産大臣の認定を受ける必要がある。

2 条例改正の趣旨

- ・東京の卸売市場は、生鮮食料品等を都民に円滑かつ安定的に供給する基幹的なインフラであり、大消費地の多種多様で豊かな消費生活や食文化を支えている。
- ・一方、少子高齢化の進行、加工需要の増大、流通の多様化等の外部環境の変化に伴い、卸売市場の取扱量は長期的に減少傾向にある。
- ・都の卸売市場が、引き続き、基幹的なインフラとしての役割を着実に果たしていくためには、集荷・分荷、価格形成、代金決済、公正な取引など市場の重要な機能を今後も十分に果たすとともに、時代の変化に即した新たなニーズへの対応が必要である。
- ・このため、法改正の趣旨を踏まえ、産地や実需者の多様なニーズに的確に対応できる取引環境を整備するとともに、公正な取引環境や食の安全・安心を確保するため、取引参加者の遵守事項等の規定を整備する。

3 改正内容のポイント

(1) 取引の活性化を図るための規制緩和

- ・産地や実需者の多様なニーズに柔軟かつ迅速に対応できるよう基本的に規制は緩和（第三者販売、商物分離取引、仲卸の直荷引きを自由化。ただし、せり・入札取引については、第三者販売の禁止を維持）
- ・せり、相対取引など売買取引の方法について、品目区分など一律の規制を廃止し、市場ごとの取引実態に応じて設定可能に

(2) 公正な取引環境の確保

- ・実績報告を義務付け、開設者が取引の実態を把握するなど、適切な指導監督を行うための規定を整備（第三者販売、商物分離取引、仲卸の直荷引きについても実績報告を義務付け）
- ・卸売市場の適正かつ健全な運営を確保するため、都と市場関係者とが調査審議する場を設置

(3) 業務の効率化

- ・卸、仲卸等の業務の効率化、生産性の向上を図るため、事前申請の見直し等事務手続を簡素化

(4) 食の安全安心の確保

- ・食の安全・安心を確保するため、引き続き品質衛生管理に係る措置を規定

II 条例及び規則の改正に関わる概要

1 条例の目的

この条例は、東京都中央卸売市場に係る改正法第四条第四項の規定に基づき業務規程に定める事項、その他の業務の運営及び施設の管理に関する事項並びに生鮮食料品等の品質管理及び流通改善のために必要な事項について定め、取引業務及び施設使用の適正化等を図ることにより、生鮮食料品等の円滑な流通を確保し、もって都民の消費生活の安定に資することを目的とする。

2 市場関係業者

(1) 定義

卸売業者：市場施設の使用の許可を受けて、市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、卸売をする者

仲卸業者：市場施設の使用の許可を受けて、当該市場の卸売業者から卸売を受けた物品を仕分けし、又は調製して販売する者

関連事業者：市場施設の使用の許可を受けて、流通補完業務、物販・飲食業務、加工・サービス業務を行う者

売買参加者：知事の承認を受けて、当該市場におけるせり売又は入札の方法による卸売に参加する者

(2) 責務

卸売業者：卸売業者は、市場における卸売業務を適正かつ健全に運営し、生鮮食料品等の集荷及び流通の合理化並びに品質管理の徹底を図り、公正明朗な取引を推進しなければならない。

仲卸業者：仲卸業者は、市場における仲卸しの業務を適正かつ健全に運営し、取扱物品についての公正かつ妥当な評価及び流通の合理化並びに品質管理の徹底を図り、公正明朗な取引を推進しなければならない。

関連事業者：関連事業者は、その業務を適正かつ健全に運営し、商品等の品質管理の徹底を図り、市場関係者に対しサービスの向上に努めなければならない。

3 売買取引及び決済の方法

改正法では、農林水産大臣への認定申請にあたり、以下の(1)及び(2)を定めた卸売市場の業務に関する規程（業務規程）を添付しなければならない。

このため、条例及び規則において、所要の規定を整備する。

(1) 卸売市場の業務の方法

(2) 取引参加者（卸売業者、仲卸業者その他の卸売市場において売買取引を行う者）が当該卸売市場における業務に関し遵守すべき事項

4 卸売市場の業務の方法

(1) 開設者による差別的取扱いの禁止

- ・知事は、東京都中央卸売市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(2) 開設者による卸売の数量及び価格等の公表

- ・知事は、卸売業者から報告を受け、卸売の数量及び価格等を公表するものとする。

(3) 開設者による指導監督

- ・知事は、遵守事項を遵守させるのに必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者等に対して指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができる。

(4) 売買取引の方法

- ・東京都中央卸売市場における卸売は、以下の売買取引の方法によるものとする。
 - ①せり売若しくは入札又は相対取引とする。
 - ②知事は、市場ごとにせり売又は入札の方法により売買取引を行う物品の種類、数量・割合を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ取引委員会の意見を聴かなければならない。

(5) 決済の方法

- ・東京都中央卸売市場において取引参加者が売買取引を行う場合の決済は、以下の方法によるものとする。
 - ①取引参加者は、市場における売買取引の決済を早期に行うよう努めなければならない。
 - ②取引参加者は、契約等で定めた支払期日までに代金を支払わなければならない。

5 取引参加者の遵守事項

[改正法が定める遵守事項（共通ルール）]

(1) 売買取引の原則

- ・取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない。

(2) 差別的取扱いの禁止

- ・卸売業者は、出荷者、仲卸業者、売買参加者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(3) 売買取引の方法

- ・卸売業者は、「卸売市場の業務の方法」で定めた売買取引の方法（4(4)）により卸売を行わなければならない。

(4) 売買取引の条件の公表

- ・卸売業者は、営業日・営業時間、取扱品目、物品の引渡しの方法、委託手数料、出荷者又は買受人が負担する費用、支払期日・支払方法、奨励金等をインターネットの利用その他適切な方法で公表しなければならない。

(5) 受託拒否の禁止

- ・卸売業者は、卸売のための販売の委託の申し込みがあった場合には、正当な理由がなければ拒んではならない。

(6) 決済の確保

- ・取引参加者は、「卸売市場の業務の方法」で定めた決済の方法（4(5)）により決済を行わなければならない。
- ・卸売業者は、事業年度ごとに、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後90日以内に知事に提出しなければならない
- ・卸売業者は事業報告書の貸借対照表、損益計算書の部分について、出荷者から閲覧の申し出があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧させなければならない。

(7) 売買取引の結果等の公表

- ・卸売業者は、主要な品目の日ごとの卸売予定数量・卸売結果、月ごとの委託手数料の受領額、奨励金等の交付額をインターネットの利用その他適切な方法で公表しなければならない。

[改正法が定める遵守事項以外の遵守事項（その他の取引ルール）]

(1) 第三者販売

- ・卸売業者は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をしたときは、毎月、その数量及び金額等を知事に報告しなければならない。
(設定理由：売買取引の実態を把握するため。)
- ・卸売業者は、せり売又は入札により卸売を行う場合、仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をしてはならない。
(設定理由：せり売又は入札による卸売を円滑に行うため。)

(2) 商物分離取引

- ・卸売業者は、卸売市場外にある生鮮食料品等の卸売をしたときは、毎月、その数量及び金額等を知事に報告しなければならない。
- ・卸売業者は、当該卸売市場の周辺の地域における一定の場所において、当該卸売市場に出荷された生鮮食料品等を搬入して卸売をするときは、当該保管場所について知事の指定を受けなければならない。
(設定理由：売買取引の実態を把握するため。)

(3) 仲卸業者の直荷引き

- ・仲卸業者は、当該卸売市場の取扱品目に属する物品について、その市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売したときは、毎月、その数量及び金額等を知事に報告しなければならない。
(設定理由：売買取引の実態を把握するため。)

(4) 売買取引の結果等の知事への報告

- ・卸売業者は、以下の売買取引の結果等を知事に報告しなければならない。□

- ①主要な品目の卸売予定数量（日ごと）
- ②主要な品目の卸売の数量及び価格（日ごと）
- ③卸売をした物品の品名、数量、卸売価格（月ごと）
- ④仲卸業者、売買参加者に対する卸売の買受人ごとの数量及び金額（年ごと）
- ⑤出荷奨励金（月ごと）
- ⑥完納奨励金（月ごと）

（設定理由：売買取引の実態を把握するため。また、①、②については、開設者が公表する事項の基礎資料とするため。）

(5) 卸売の記録の提出

- ・卸売業者は、取扱品目の卸売をしたときは、当該物品の品名、性別（食肉に限る）、産地、出荷者、等級、数量、単価、買受人等を記録しなければならない。
 - ・知事は、検査その他市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対してその記録を提出させることができる。
 - ・記録の提出は、電子情報処理組織を使用する方法によることができる。
- （設定理由：売買取引の実態を把握するため。）

(6) 人の健康をそこなうおそれのある物品の売買禁止

- ・知事は、人の健康をそこなうおそれのある物品が市場に搬入されないよう努める。
 - ・何人も、人の健康をそこなうおそれのある物品を市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。
 - ・知事は、該当する物品があると認めるときは、その物品の売買を差し止め、又は市場外に持ち去ることを命ずることができる。
- （設定理由：卸売市場における安全・安心を確保するため。）

(7) 売買取引の制限

- ・せり売り又は入札による卸売において、談合その他不正な行為があると認められるときは、知事は、その売買を差し止め（卸売業者にあつては委託の引き受けを含む）、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。
- （設定理由：卸売市場における公正な取引を確保するため。）

(8) 決済の確保

- ・卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めたときは、知事に届出なければならない。
 - ・卸売業者は、仲卸業者、売買参加者、その他の買受人又はこれらの団体と代金決済に関して契約等を締結した場合は、その内容を知事に届出なければならない。
 - ・卸売業者は、買受人が卸売業者から買い受けた物品の代金の支払いを怠ったときは、速やかに知事に届出なければならない。
- （設定理由：売買取引の実態を把握するため。）

- ・卸売業者は、毎月10日までに前月分の残高試算表を知事に提出しなければならない。
(設定理由：卸売業者の財務の状況を把握するため。)

(9) せり人の届出

- ・卸売業者は、せり人について、知事に届出なければならない。
- ・卸売業者は、せり売の方法で卸売をする業務に従事させるせり人について、知事が行う市場業務に関する講習を受講させなければならない。
- ・卸売業者は、せり人がせり売の業務を行わなくなった場合は、遅滞なく知事に届出なければならない。
(設定理由：せり売の業務を適正かつ円滑に実施するため。)

(10) 仲卸業者の事業報告書の提出

- ・仲卸業者は、事業報告書を作成し、次に掲げる日から起算して90日以内に知事に提出しなければならない。
 - ①法人の場合は毎事業年度の末日
 - ②個人の場合は毎年12月31日
- (設定理由：仲卸業者の財務の状況等を把握するため。)

(11) 売買参加者の承認

- ・売買参加者について、せり売又は入札の方法による卸売に参加する資格として、承認制とする。
- ・承認は、市場及び取扱品目ごとに行う。
- ・現行の承認基準のうち、「卸売業者、仲卸業者又は卸売業者、仲卸業者の役員、従業員との兼務禁止」規定を廃止する。
(設定理由：せり売、入札による卸売について、一定のノウハウ等を有する者により円滑に行うため。)

(12) 開場の期日・市場休業日

- ・東京都中央卸売市場は、市場休業日を除き、毎日開場する。
- ・開場日において、卸売業者、仲卸業者、関連事業者は、市場における業務を行わなければならない。
- ・市場休業日は、市場の取扱品目ごとに取引参加者の意見を聴いて、知事が定める。
- ・市場休業日において、卸売業者、仲卸業者、関連事業者がその業務を行うことを妨げない。
- ・知事は、都民の食生活への影響、市場業務に従事する者の労働環境、産地の出荷事情等を考慮し、休業日に臨時に開場し、開場日に臨時に休業することができる。
(設定理由：東京の卸売市場は、多数の市場や卸売業者が存在することから、全体として適切な市場機能を確保するため)

(13) 品質管理

- ・卸売業者、仲卸業者その他の市場関係者は、生鮮食料品等の適正な流通を確保するた

め、食品衛生法その他関係法令に即して卸売市場の業務に係る物品の品質管理を行わなければならない。

- ・知事は、卸売業者、仲卸業者その他の市場関係者と連携し、物品の安全を確保し、衛生管理の向上を図るための体制の整備に努める。

(設定理由：卸売市場における適正な品質管理を確保するため。)

(14) 上記以外の取引ルール

- ・共通ルール及び(13)までに掲げるその他の取引ルール以外の規制は廃止する。

6 その他の改正事項

(1) 業務許可の廃止

- ・改正法を踏まえ、仲卸業者、関連事業者の業務許可を廃止する。
(卸売業者については、改正法において業務許可を廃止)
- ・市場施設の使用の許可条件について、現行制度の業務許可条件を基本として、卸売業者、仲卸業者、関連事業者ごとに整理。
- ・ただし、仲卸業者について、「卸売業者又は卸売業者の役員、従業員との兼務禁止」規定を廃止する。

(2) 都と市場関係者の協議の場の設置

- ・卸売市場の適正かつ健全な運営を確保するため、業務の運営に関し必要な事項を調査審議する東京都中央卸売市場取引業務運営協議会を都と市場関係者の協議の場として設置する。
- ・東京都中央卸売市場取引業務運営協議会には、市場ごとに市場別取引業務運営協議会を置く。
- ・市場別取引業務運営協議会には、専門委員会として取扱品目別取引委員会を置く。

Ⅲ 今後の予定

令和元年12月

令和元年第四回都議会定例会

条例改正案審議



国の認定

令和2年6月21日

改正条例・規則等施行（改正法と同日施行）

取引参加者の遵守事項等に係る新旧対照表(概要)

項 目		現行 条文	現 行	改 正 案
共通 ル ー ル	売買取引の原則	46	・中央卸売市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない	・取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない
	差別的取扱いの禁止	56	・卸売業者は、出荷者、仲卸業者、売買参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない	・卸売業者は、出荷者、仲卸業者、売買参加者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない
	売買取引の方法	47	・卸売業者は、物品の区分に応じた売買取引の方法により卸売を行う 1号物品：全量せり又は入札 2号物品：一定割合をせり又は入札 3号物品：せり若しくは入札又は相対 ・知事は、各号の物品、2号物品のせり割合を定め、又は変更するときは、取引委員会の意見を聴かなければならない	・卸売業者は、以下の方法により、卸売を行わなければならない。 [卸売業者は次の売買取引の方法により卸売を行う せり若しくは入札又は相対] [知事は、市場ごとにせり又は入札で売買取引を行う物品の種類、数量・割合を定め、又は変更するときは、取引委員会の意見を聴かなければならない]
	売買取引の条件の公表		—	・卸売業者は、以下の事項について、公表しなければならない。 [営業日・営業時間、取扱品目、物品の引渡しの方法、委託手数料、出荷者又は買受人が負担する費用、支払期日・支払方法、奨励金等をインターネットの利用その他適切な方法で公表]
	受託拒否の禁止	56	・卸売業者は、卸売のための販売の委託の申し込みがあった場合には、正当な理由がなければ拒んではならない	・現行どおり
	決済の確保		—	・取引参加者は、以下の方法により、決済を行わなければならない。 [取引参加者は、買受代金を早期に支払うよう努めなければならない] [取引参加者は、契約等で定めた支払期日までに買受代金を支払わなければならない] ・卸売業者は、事業年度ごとに、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後90日以内に知事に提出しなければならない ・卸売業者は事業報告書の財務に関する部分について、出荷者から閲覧の申し出があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧させなければならない [財務に関する情報はBS・PLとする]

※ []内は、規則で定める事項

取引参加者の遵守事項等に係る新旧対照表(概要)

項目		現行条文	現行	改正案
共通ルール	売買取引の結果等の公表	78	・卸売業者は、主要な品目の卸売予定数量・卸売結果を卸売場等において公表しなければならない	・卸売業者は、以下の事項について、公表しなければならない。 [卸売業者は、主要な品目の卸売予定数量・卸売結果、月ごとの委託手数料の受領額、奨励金等の交付額をインターネットの利用その他適切な方法で公表]
	第三者販売	60	・卸売業者は、仲卸業者、売買参加者以外の者に卸売をしてはならない ・ただし、残品を生ずるおそれがある場合など知事が許可した場合などはこの限りでない ・卸売業者は、仲卸業者、売買参加者以外の者に卸売をしたときは、知事に報告しなければならない	・卸売業者は、仲卸業者、売買参加者以外の者に卸売をしたときは、知事に報告しなければならない ・ただし、せり売、入札により卸売を行う場合は、仲卸業者、売買参加者以外の者に卸売をしてはならない
	商物分離取引	66	・卸売業者は、市場外にある物品の卸売をしてはならない ・ただし、知事が指定する場所にある物品の卸売をする場合などはこの限りではない	・卸売業者は、市場外にある物品の卸売をしたときは、知事に報告しなければならない ・卸売業者は、市場外の場所で物品を搬入して卸売をするときは、その保管場所について、知事の指定を受けなければならない
	仲卸の直荷引き	73	・仲卸業者は、物品の販売の委託の引受けをしてはならない ・仲卸業者は、その市場の卸売業者以外の者から物品を買って入れて販売してはならない ・ただし、卸売業者から仕入れることが困難な場合など知事が許可した場合などはこの限りでない ・仲卸業者は、その市場の卸売業者以外の者から物品を買って入れて販売したときは、知事に報告しなければならない	・仲卸業者は、その市場の卸売業者以外の者から物品を買って入れて販売したときは、知事に報告しなければならない
その他の取引ルール	売買取引の結果等の知事への報告	77	・卸売業者は、以下の事項を知事に報告しなければならない ①主要な品目の卸売予定数量 ②主要な品目の卸売の数量、価格 ③卸売をした物品の品名、数量、卸売価格(月ごと)	・卸売業者は、以下の事項を知事に報告しなければならない [①主要な品目の卸売予定数量] [②主要な品目の卸売の数量、価格] [③卸売をした物品の品名、数量、卸売価格(月ごと)] [④仲卸業者、売買参加者に対する卸売の買受人ごとの数量、金額(年ごと)] [⑤出荷奨励金(月ごと)] [⑥完納奨励金(月ごと)]

※ []内は、規則で定める事項

取引参加者の遵守事項等に係る新旧対照表(概要)

項 目		現行 条文	現 行	改 正 案
その他の取引ルール	卸売の記録の提出	71	・卸売業者は卸売後、直ちに必要事項を記載した販売原票を作成し、知事に提出しなければならない	・卸売業者は、卸売した物品について、必要事項を記録しなければならない ・知事は、検査等必要があるときは、卸売業者に対してその記録を提出させることができる ・記録の提出は電子媒体よることができる
	人の健康を損なうおそれのある物品の売買禁止	75	・知事は、人の健康を損なうおそれのある物品について、その売買の差し止めを命ずることなどができる	・現行どおり
	売買取引の制限	76	・知事は、せり、入札による卸売について不正な行為があった場合、その売買を差し止めることなどができる	・現行どおり
	決済の確保			・卸売業者は、受託契約約款、買受人又はその団体と締結した代金決済に関する契約等について、知事に届出なければならない ・卸売業者は、買受人が卸売を受けた代金の支払いを怠ったときは知事に届出なければならない ・卸売業者は、毎月、残高試算表を知事に提出しなければならない
	せり人の届出	15	・せり人は知事の行う登録を受けている者でなければならない ・知事は、せり人の能力判定のための試験を行う	・卸売業者は、せり人について、知事に届出なければならない ・卸売業者は、せり人について、知事が行う講習を受講させなければならない
	仲卸業者の事業報告書の提出	33	・仲卸業者は、事業報告書を作成し、毎事業年度の末日など指定の日から起算して90日以内に知事に提出しなければならない	・現行どおり
	売買参加者の承認	34	・売買参加者になろうとする者は知事の承認を受けなければならない ・承認の有効期間は5年間とする	・せり売、入札の参加資格として承認制をおく ・承認の有効期間は5年間とする。 ・承認の基準のうち、卸売業者・仲卸業者の役員等との兼務禁止規定は廃止
	休開市	6 7	・卸売市場は、市場休業日を除き毎日開場する ・市場休業日は、日曜、祝日等とする ・知事は、休業日に臨時に開場し、開場日に臨時に休業することができる	・市場休業日を除き毎日開場する ・市場休業日は、知事が取引参加者の意見を聴いて定める ・知事は、休業日に臨時に開場、開場日に臨時に休業することができる

取引参加者の遵守事項等に係る新旧対照表(概要)

項 目		現行 条文	現 行	改 正 案
その 他の 取 引 ル ール	品質管理	87の2 87の3	<ul style="list-style-type: none"> ・知事は、部類及び卸売の施設ごとに物品の品質管理の方法を定める ・卸売業者、仲卸業者その他市場関係者は、知事が定める品質管理の方法に従い、物品の品質管理を行わなければならない ・知事は市場関係者と連携し、安全・品質管理体制の整備に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者、仲卸業者その他市場関係者は、食品衛生法その他関係法令に即して卸売市場の業務に係る物品の品質管理を行わなければならない ・知事は市場関係者と連携し、安全・品質管理体制の整備に努める
そ の 他	せり物品を相対取引とする 場合の承認	49	・卸売業者は、入荷遅延、せり残品、予約相対取引等の場合で、せり物品を相対取引とする場合は、知事に承認申請書を提出しなければならない	廃止
	売買取引の単位	50	・取引の単位は重量による	廃止
	受託物品の即日上場	51	・卸売業者は、上場できる時まで受領した受託物品をその当日に販売しなければならない	廃止
	指値の届出等	52 53	・卸売業者は、受託物品に指値がある場合、物品にその旨表示し、届出書を知事に提出しなければならない	廃止
	物品の上場順位	54	・物品の上場順位は市場到着順とする	廃止
	卸売業者・仲卸業者の 業務の規制	55 74	・卸売業者、仲卸業者は、開設区域内において小売等を行う場合は、知事の承認を受けなければならない	廃止
	卸売をしていない物品の搬 出禁止	57	<ul style="list-style-type: none"> ・何人も卸売をしていない物品を市場から搬出してはならない ・ただし、委託者の指図がある場合はこの限りでない 	廃止
	せり売開始時刻前の卸売の 禁止	58 59	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、せり物品をせり開始時刻前に卸売してはならない ・ただし、他市場への転送等の場合等で知事が許可したときは、この限りでない 	廃止
予約相対取引	59の2 59の3	・卸売業者は、仲卸業者、売買参加者と予め締結した契約に基づき卸売する場合は、知事の承認を受けなければならない	廃止	

取引参加者の遵守事項等に係る新旧対照表(概要)

項 目		現行 条文	現 行	改 正 案
その他	再上場の禁止	64	・卸売業者は、卸売した物品について、仲卸業者、売買参加者から販売の委託を受け、又は買い受けてはならない	廃止
	自己買受の禁止	67	・卸売業者は、卸売の相手方として生鮮食品等を買って受けてはならない	廃止
	委託手数料以外の報酬の収受の禁止	68	・卸売業者は、卸売のための販売の委託の引き受けについて、委託手数料以外の報酬を受けてはならない	廃止
	受託契約約款	69	・卸売業者は、受託契約約款を定め、知事の承認を受けなければならない	廃止(受託契約約款を定めた場合の届出義務を「決済の確保」に規定)
	委託物品の受領	70	・卸売業者は、委託物品を受領したときは、委託者に物品の種類、数量等を通知しなければならない ・卸売業者は、委託物品の受領に当たり異常を認めるときは、知事の検査を受け、その結果を売買仕切書等に付記しなければならない	廃止
	卸売物品の買受人の明示	72	・卸売業者は、卸売をした物品の買受人が明らかになるように措置しなければならない ・買受人は、卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない	廃止
	仕切り及び送金	80	・卸売業者は、卸売の翌日までに委託者に売買仕切金等を送付しなければならない ・ただし、受託契約約款で特別の定めをした場合は、この限りでない	廃止(受託契約約款を定めた場合の届出義務を「決済の確保」に規定)
	委託手数料の率	82	・卸売業者は、委託手数料の率を定めた場合は、知事に届出なければならない	廃止(委託手数料は「売買取引の条件の公表」等で公表義務を規定)
	出荷奨励金の交付	84	・卸売業者は、出荷奨励金を交付するときは、知事の承認を受けなければならない	廃止(出荷奨励金は「売買取引の条件の公表」等で公表義務及び知事への報告義務を規定)
	買受代金の即時支払義務	85 85の2	・買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引渡を受けると同時に代金を支払わなければならない ・ただし、卸売業者が予め知事の承認を受けて支払猶予の特約を締結したときはこの限りでない	廃止(決済条件は「売買取引の条件」、「決済の確保」で公表義務及び知事への届出義務を規定)

取引参加者の遵守事項等に係る新旧対照表(概要)

項 目		現行 条文	現 行	改 正 案
その他	卸売代金の変更の禁止	86	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、卸売代金の変更をしてはならない ただし、知事が正当な理由があると認めるときはこの限りでない 	廃止
	完納奨励金の交付	87	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、完納奨励金を交付するときは、知事の承認を受けなければならない 	廃止(完納奨励金は「売買取引の条件の公表」等で公表義務及び知事への報告義務を規定)
	卸売業者の業務の許可		<ul style="list-style-type: none"> 卸売の業務を行なおうとする者は、農林水産大臣の許可を受けなければならない。(現行法第15条) 	<ul style="list-style-type: none"> 業務許可は廃止し、市場施設の使用許可とする
	仲卸業者の業務の許可	24	<ul style="list-style-type: none"> 仲卸の業務を行なおうとする者は、知事の許可を受けなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務許可は廃止し、市場施設の使用許可とする 許可基準のうち、卸売業者の役員等との兼務禁止規定を廃止

公正な取引環境の確保について

1 都の指導監督

(1) 取引状況の把握

① 取引実態の把握及び調査

- ・ 卸売業者、仲卸業者に対して実績報告等を求め、取引実態を把握
 - a. 第三者販売、商物分離取引、仲卸の直荷引きの実績報告
 - b. 代金決済に関する契約等の届出
- ・ 取引の状況等を調査するため、業務指導や検査、現場査察等を実施
- ・ 必要に応じて卸売業者に対して卸売の業務等に関して資料の提出を求めることができる。

② 都と市場関係者の協議の場の活用

- ・ 各市場に取扱品目別の取引委員会を設置し、情報共有や具体的な課題に対応

③ 相談窓口の設置

- ・ 各市場及び本庁に取引に関する相談窓口を設置し、寄せられた情報について調査

(2) 不公正な行為に対する措置

- ・ 都は、不公正な行為に対して指導し、必要に応じて助言、是正の求めその他の措置を講ずる

2 不公正な取引の明確化

- ・ 具体的な事例を用いて、不公正な取引の明確化を図る
- ・ 相談窓口寄せられた情報も活用し、事例を蓄積・共有

3 国の調査への協力

- ・ 国は、取引の適正化のため、食品等の流通に関する調査を行い、食品等流通事業者に対して、指導、助言、施策の見直しその他必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて公正取引委員会に通知（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律）
- ・ 開設者は国の調査に協力

4 取引の見える化等

(1) 改正卸売市場法に基づく卸売業者の取引情報の公表義務

- ・ 卸売業者は、主要な品目の卸売予定数量や卸売結果（数量及び価格）を公表
- ・ 公表は、第三者販売、商物分離取引を区分して実施

(2) 各市場の取引委員会における情報共有

- ・ 第三者販売、商物分離取引、仲卸の直荷引きの実績（全体に占める当該取引の割合）について定期的に情報共有

(3) 東京都中央卸売市場取引業務運営協議会における情報共有

- ・ 各市場における取引状況を総括し、情報共有

(4) 取引委員会の活用

- ・ 取引委員会において、その他の情報共有のあり方や取引に係る実際的な運用方法等を協議